

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

青森県新郷村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 新郷村地域

(1) 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新郷村全域（水田）	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	新郷村全域（畑）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

新郷村全域（過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田1/100以上の傾斜農用地を対象

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- 2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

(3) 対象者

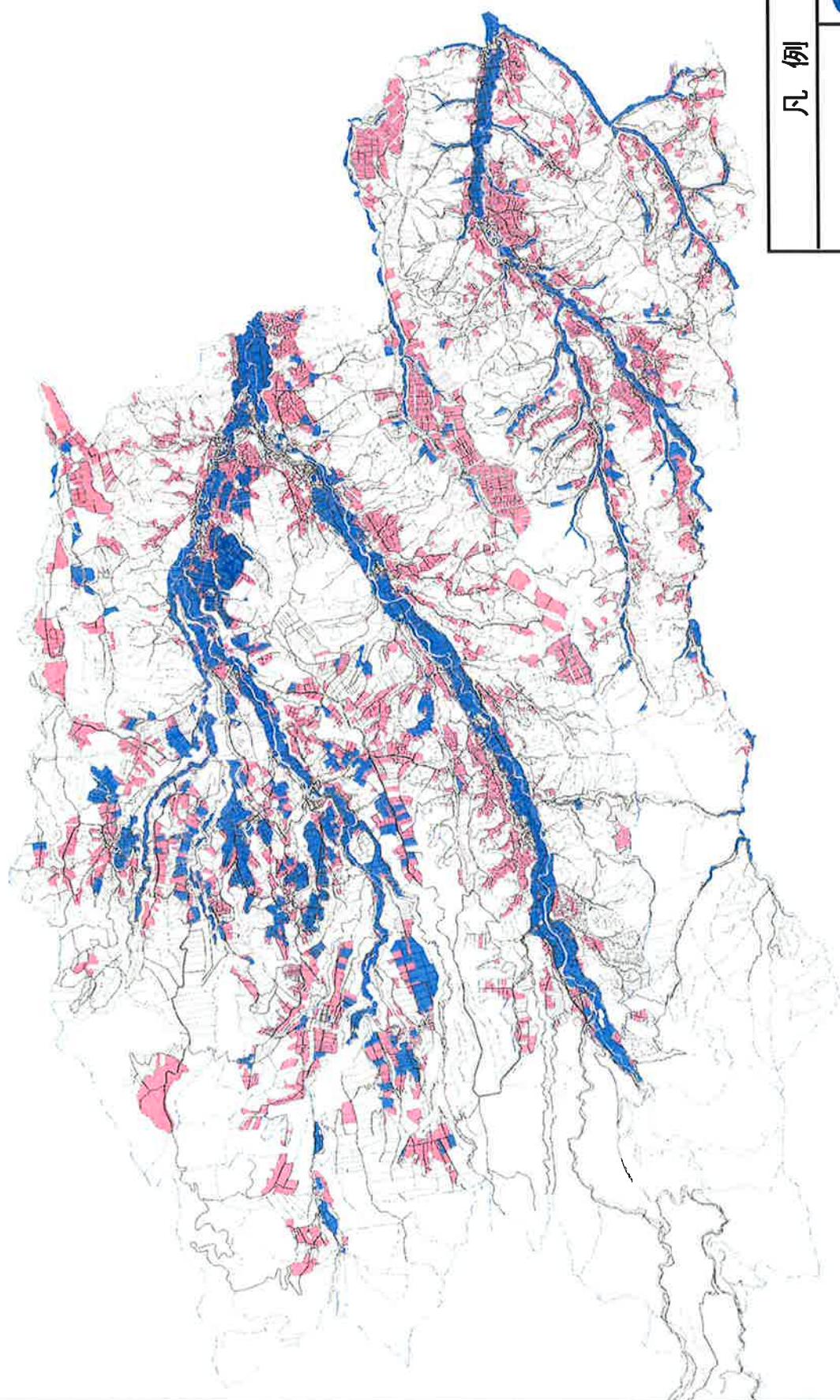
認定農業者に準ずる者とは、例えば、新郷村の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定められた者など地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし



新郷村促進計画区域図



凡 例	
2号及び3号事業	●
1号及び3号事業	○